

と き 令和4年11月30日

と ころ 国保連合会10階A会議室

令和4年度

第2回

理事会

## 議事録

令和4年度第2回理事会

役員定数 30名【理事26名、監事4名】

- 1 開催日時 令和4年11月30日(水)  
開会 午後1時56分  
閉会 午後2時48分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 出席者 理事 26名(本人7名、書面出席19名)  
監事 3名(本人2名、書面出席1名)

特別区代表

山本理事(中央区長)書面出席	井山 保険年金課副参事
武井副理事長(港区長)書面出席	後藤 国保年金課長
松原理事(大田区長)書面出席	牧井 国保年金課長
長谷部理事(渋谷区長)書面出席	関藤 国民健康保険課長
高野理事(豊島区長)書面出席	倉本 国民健康保険課長
花川理事(北区長)書面出席	土屋 区民部参事
坂本理事(板橋区長)書面出席	浅賀 国保年金課長
近藤理事(足立区長)書面出席	寺島 国民健康保険課長

市町村代表

石森理事(八王子市長)書面出席	
浜中理事(青梅市長)書面出席	丹野 保険年金課長
高野理事(府中市市長)書面出席	山田 保険年金課長
池澤理事(西東京市長)書面出席	
加藤副理事長(福生市長)書面出席	吉崎 保険年金課長
山崎理事(武蔵村山市市長)書面出席	里見 保険年金課長
坂本理事(檜原村長)書面出席	三藤 村民課長
渋谷理事(小笠原村長)書面出席	

国民健康保険組合代表

依田理事(全国土木建築国民健康保険組合専務理事)	
安部理事(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)書面出席	大池 専務理事
鵜飼副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)書面出席	
伊東理事(東京都弁護士国民健康保険組合副理事長)	
蓮沼理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)	
渡辺理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)	

学識経験者

佐藤 理事長

桃原 専務理事

水田 常務理事

入澤 理事 (公益財団法人特別区協議会常務理事) 書面出席

監 事

酒井 監 事 (中野区長) 監事代理 伊藤 保険医療課長

高橋 監 事 (東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)

松永 常勤監事

4 欠 席 者 監 事 1名

田村 監 事 (日の出町長)

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		7
	書 面	持 参	14
		郵 送	5
計 (ア)			26
欠 席 者			0
合 計 (イ)			26
出席率 (ア) / (イ)			100%
欠 員			0

## 目 次

	ページ
1. 開 会 .....	1
2. 理事長挨拶 .....	1
3. 議事録署名人指名 .....	2
4. 議 事	
報告事項	
「東京都国民健康保険団体連合会事業計画及び予算に関する委員会」	
の審議経過について .....	3
議決事項	
1 東京都国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部を改正する	
規程について .....	3
2 東京都国民健康保険団体連合会嘱託員規程の一部を改正する	
規程について .....	3
3 令和5年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画の策定及び	
予算編成の大綱について .....	6
5. 閉 会 .....	16

## 開 会（午後 1 時56分～）

○事務局 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから、令和 4 年度第 2 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事26名のご出席を得ており、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本年 7 月の総会にて、新たに役員となられた方をご紹介します。

武蔵村山市長・山崎泰大様、本日は里見保険年課長が代理出席でございます。

なお、本日の理事会は、新型コロナウイルス感染症対策として、事務局からの説明も含めまして、今後の発言は着座にて行わせていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長からご挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしく願いいたします。

### 理事長挨拶

○理事長 皆様方には、ご多用の中、本理事会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営に関しましてご理解、ご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本年 7 月の総会でご承認をいただきまして、9 月から本会の理事長に就任いたしました。理事長として本日議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、なかなか収束する気配が見えない、それどころか、再び感染者も増えて、第 8 波が心配されるというような状況にございますけれども、本日は感染拡大防止対策を講じた上で開催させていただいておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、本会を取り巻く情勢と事業計画について、私から何点か申し述べさせていただきますと思います。

まず、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、いわゆる骨太の方針におきまして、医療・介護分野でのDXを含みます技術革新を通じたサービスの効率化、また質の向上に取り組むこととしておりまして、私ども国保連合会といたしましても、より合理的な対応が求められているところでございます。

その実現に向けまして、本会といたしましては、審査支払機能の統合的で効率的な在り方の実現に向けて策定されました「改革工程表」に沿いまして、次期国保総合システムの導入準備を進めてまいりますとともに、諸情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するために策定いたしました第3次経営計画におきます目標達成に鋭意取り組んでまいり所存でございます。

診療報酬等審査支払事業につきましては、全国の国保診療報酬審査委員会との審査基準の統一化を図りつつ、審査の充実強化と適正な支払いに努めてまいりますとともに、令和5年4月審査から開始される特別審査対象レセプトの基準の見直しについても、適切に対応してまいります。

次に、保険者事務共同処理事業につきましては、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国保中央会と連携しながら、円滑な運用に向けて取り組んでまいります。

次に、保健事業につきましては、保険者が策定いたしますデータヘルス計画に基づく取組を支援、評価いたしますとともに、KDBシステム等を一層活用することで、保険者の医療費適正化を支援してまいります。

このほか各種事業につきましては、後ほど事務局から説明をいたしますが、本日の理事会でご審議いただきます事項は、令和5年度の事業計画及び予算編成の大綱が主な議題でございます。何とぞ十分にご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど申し上げましたけれども、私が議事を進行させていただきますので、皆様、どうぞご協力のほどお願いいたします。

#### 議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本会の規約第37条に基づきまして議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、東京都弁護士国民健康保険組合副理事長の伊東卓様をお願いいたします。伊東様、どうぞよろしくお願ひいたします。

## 議 事

○理事長 では、早速ですが、議事に入りたいと思います。恐れ入ります。お手元の議案書の目次をお開き願ひます。

ご覧のとおり、報告事項が1件、議決事項が3件となりますので、報告事項から議事を進めてまいります。

はじめに、報告事項、「事業計画及び予算に関する委員会の審議経過について」を議題に供します。本件につきましては、去る11月16日に事業計画及び予算に関する委員会が開催をされ、本日提案されております議決事項の3、令和5年度の事業計画の策定及び予算編成の大綱につきまして審議されましたので、その内容についてご報告いただくものでございます。

本日は、委員長が書面による出席のため、副委員長からご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

### ○予算委員会副委員長

去る11月16日に開催いたしました、本年度第1回目の「事業計画及び予算に関する委員会」の審議経過につきまして、ご報告を申し上げます。

本日提案の議決事項でございます「令和5年度事業計画の策定及び予算編成の大綱」につきまして、事務局から提案がございました。この内容につきまして、本委員会で慎重に審議した結果、原案のとおり了承し、本理事会に提案することといたしました。

提案のありました議案の詳細につきましては、後ほど事務局から説明がありますので、どうかご審議を賜りますようお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○理事長 どうもありがとうございました。ただいまのご報告につきましてのご質疑は、この後、関連の議決事項を審議する際に併せてお願ひをしたいと存じます。

それでは、議決事項に移らせていただきます。議決事項の1、「職員給与規程の一部を改正する規程について」と、議決事項の2、「嘱託員規程の一部を改正する規程について」は、関連がございますので、一括して議題に供したいと存じますが、よろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、この2案件を一括して議題に供します。事務局から説明をいたします。お願いいたします。

○事務局 議案書3ページをお願い申し上げます。議決事項1、本会職員給与規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。従来から、本会職員の給与は特別区の給与に準拠しており、10月11日の特別区人事委員会勧告に基づき、本会職員給与規程を特別区に合わせ改正するものでございます。

5ページをお願いいたします。今回の改正では、令和4年度分に係る改正を第1条改正、恐れ入ります、10ページをお願いいたします。令和5年度分に係る改正を第2条改正としております。

11ページをお願いいたします。新旧対照により説明いたします。

まず、第1条の令和4年度分に係る改正規定です。上段が第1条の改正案、下段は現行です。

第21条、勤勉手当の支給割合です。第2項、一般職は「100分の102.5」を「100分の112.5」に、管理職は「100分の122.5」を「100分の132.5」に改定いたします。

第3項、再任用職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。一般職では現行「100分の102.5とあるのは100分の50」を「100分の112.5とあるのは100分の55」に、「100分の122.5とあるのは100分の60」を「100分の132.5とあるのは100分の65」に改定いたします。

お戻りいただきまして、5ページをお願いいたします。別表(一)の給料表を改定いたします。初任給及び若年層の給料月額を引き上げる改定でございます。別表につきましては6ページから9ページに載せてございます。

次に、10ページをお願いいたします。第2条の令和5年度分に係る改正規定です。

恐れ入ります。12ページをお願いいたします。新旧対照です。上段が第2条の改正案、下段が、先ほど申し上げた第1条による改正後の規程案です。

第21条、勤勉手当の支給割合です。下段の第1条による改正後の規程案、第2項、一般職は「100分の112.5」を「100分の107.5」に、管理職は「100分の132.5」を「100分の127.5」に改定いたします。

第3項、再任用職員に係る前項の職員の支給割合の適用です。下段の第1条による改正

後の規程案、一般職では「100分の112.5とあるのは100分の55」を「100分の107.5とあるのは100分の52.5」に、「100分の132.5とあるのは100分の65」を「100分の127.5とあるのは100分の62.5」に改定いたします。

お戻りいただきまして、10ページをお願いいたします。附則でございます。

第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行いたします。

第2項は適用日です。令和4年度に係る第1条の改正規定のうち、給料表の部分については令和4年4月1日から適用いたします。

第3項は給与の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

13ページから16ページには、参考として、現行の給料表を載せてございます。

続きまして、議案書17ページをお願い申し上げます。議決事項2、本会嘱託員規程の一部を改正する規程についてでございます。

提案の趣旨です。本会職員給与規程の改正に倣い、常勤嘱託員の報酬を改定するものでございます。

恐れ入ります。19ページをお願いいたします。保健師などに適用している別表（二）の報酬月額表を改定いたします。別表の報酬月額表につきましては、20ページから21ページに載せてございます。

22ページをお願いいたします。附則でございます。

第1項は施行期日です。この規程は、理事会の議決を得た日から施行いたします。

第2項は適用日で、令和4年4月1日から適用いたします。

第3項は報酬の内払い、第4項は委任条項を規定してございます。

23ページから24ページには、参考として、現行の報酬月額表を載せてございます。

以上、簡単でございますが、議決事項1及び議決事項2の説明を終わります。

○理事長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをいたします。本案件を決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項1及び2につきましては、原案どおり決定

することといたします。

次に、議決事項の3、「令和5年度事業計画の策定及び予算編成の大綱について」を議題に供します。事務局から説明いたします。

○事務局 それでは、議案書25ページをお願い申し上げます。議決事項3、令和5年度本会事業計画の策定及び予算編成の大綱について。

恐れ入りますが、27ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございますが、冒頭の理事長挨拶と重複いたしますので、後ほどご確認いただき、28ページをお願い申し上げます。

II、事業計画でございます。Iの運営方針に基づき、以下の事業を行ってまいります。

第1、総会、役員会の開催でございます。

第2、国保制度の改善と財政強化のための国等に対する各種活動を行ってまいります。

第3、国保事業充実強化推進運動の支援では、保険料（税）収納率向上対策や医療費適正化に関する事業を実施いたします。

第4、保険者等との連絡、調整では、各種連絡協議会への参加や講習会等を開催いたします。

第5、保健事業では、保健事業支援・評価委員会の運営により、保険者等が行う保健事業の支援をはじめ、KDBシステム等を活用した情報提供を行ってまいります。

第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、データ管理及び費用決済に係る事務、受診券や法定報告情報を作成いたします。

第7、調査事業では、各種資料の作成、提供や、東京都国保ハンドブックを発行いたします。

第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行から、次ページの7の「国保実務」及び「国保新聞」の配布までの事業を実施いたします。

第9、医療保険に関する事業では、1の診療報酬等審査支払事業、2、療養費等審査事務、3、保険者レセプト管理事務を行ってまいります。

第10、国保保険者からの事務受託では、1の共同電算処理事業から10の海外療養費調査事務等までの事務を国保保険者様から受託し、実施いたします。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理では、1の国保事業費納付金等算定標準システム及び2の国保情報集約システムの運用管理を行ってまいります。

第12、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務受託では、1の広域連合電算処理シス

テムの運用、基盤管理から、8の不当利得・負担割合相違等処理までを受託し、実施いたします。

次に、30ページをお願いいたします。

第13、介護保険に関する事業では、1の介護給付費等審査支払事業等から4の介護保険事業の円滑な運営に資する業務までを実施いたします。

第14、障害者総合支援給付等に関する事業。

第15、措置費支払代行に関する事業。

第16、保険者等に対する経由業務等。

第17、風しん追加的対策に係る抗体検査費用等の請求支払事務。

第18、第3次経営計画の推進。

第19、ISO/IEC27001認証の維持・継続。

これらの事業を実施してまいります。

なお、今年度実施している新型コロナウイルス感染症のワクチン接種費用の請求支払事務については、現時点では国からの要請が本年度末までになっていますので、記載はございませんが、来年度も継続の要請があった場合には実施する方向で、事業計画に盛り込む予定であります。

また、31ページ以降のⅢ、基礎数値（推計）につきましては、この後、経理課長から、令和5年度の各会計予算概要の中で主な数値を説明申し上げます。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 引き続き、令和5年度予算案の概要をご説明申し上げます。

議案書の37ページから49ページにかけて、一般会計をはじめ各特別会計予算の概要を載せてございますが、これらの内容を集約いたしましたものを資料1として配布してまいります。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

今回お示しする予算案につきましては、来年度の大綱予算として保険者の皆様へ本会の経費をご負担いただく負担金及び手数料等を財源とした一般会計並びに各特別会計業務勘定でございます。

医療機関等への支払いに対する支払勘定などにつきましては、来年2月の本理事会でお示しをいたします。

それでは、資料1、右上、10-1ページをお願いいたします。令和5年度予算の編成方

針として、はじめに、予算編成の主なポイントを記載してございます。本会の基幹システムである国保総合システムの次期更改を令和6年に予定しております。その対応といたしまして、本システムの更改に係る本会の導入作業や、本システムを補完する外付けシステムの改修、また、47国保連合会と共同開発する国保中央会に対し、開発負担金を全国の国保連合会で負担いたします。

本会の導入経費として、約26億3,000万円と、国保中央会への開発負担金約15億1,000万円の合計41億4,000万円を予定し、財源は、次期更改に向けて積立てを行ってまいりました減価償却引当資産及び電算処理システム導入作業経費積立資産を処分し、対応いたします。

続きまして、1の職員の人件費及び定数です。(1)の人件費の積算基礎は、特別区人事委員会勧告による給与改定に準じ、給料表を本会に置き換えて積算しております。今年度の本会給与改定見込み率は0.17%、令和5年度は0%で見込み、期末・勤勉手当は4.55か月分を積算してございます。

(2)の職員定数につきましては、本会職員定数適正化計画第4版に基づき、合計を404人から、2人減の402人としております。

内訳として、診療報酬等審査支払特別会計の国保にて2人減としております。そのほかにつきましては、記載のとおり、今年度との変更はございません。

恐れ入ります。次のページ、10-2をお願いいたします。2の被保険者数及び手数料件数です。(1)の被保険者数につきましては、一般会計における会員負担金の算出基礎である都内在住被保険者数を289万5,000人と見込んでおります。本年10月から開始されました被用者保険の適用拡大のほか、団塊世代の後期高齢者への移行などを考慮し、前年度予算に対し、約10万人、率にして3.63%の減を見込んでございます。

(2)の審査支払手数料等件数につきましては、主な項目をご説明申し上げます。まず、国民健康保険医療の国保は、被保険者数の減少を考慮し、診療報酬及び療養費の件数を合わせ、約5,660万件、対前年度約218万件、率にして3.72%の減を見込んでおります。

後期高齢者医療では、団塊世代の後期高齢者への移行を含む被保険者数の増加を考慮し、約5,620万件、対前年度約71万件、率にして1.29%の増を見込んでおります。

特定健康診査・特定保健指導等の国保では、健診等の受診控えからの回復により令和3年度実績が大きく増加しましたので、この増加要素と国保被保険者数の減少要素を考慮して、約101万件、対前年度約6万件、率にして5.87%の増を見込んでおります。

そのほか、介護から措置費まで、記載のとおり推計をしております。

次に、3の積立金を処分して対応する事項です。表の縦軸には積立金、積立資産の種類と取り扱う会計を、横軸には目的等を載せて一表にまとめております。

横軸の手数料等軽減財源では、後期以下、措置費までの特別会計で、記載の額を事業ごとに区分管理している財政安定積立金から充ててまいります。

一番下に合計を載せておりますが、5つの特別会計で1億3,600万円の処分を予定しております。

次に、システム機器更改及びシステム改修です。上から3枠目に減価償却引当資産、25億8,500万円を計上しております。先ほど予算編成の主なポイントで申し上げました国保総合システムの次期更改に伴う対応としまして、国保後期に記載の額から処分いたします。上から4枠目の電算処理システム導入作業経費積立資産では、23億2,280万円を計上しており、本積立資産も、国保総合システムの次期更改対応として、国保後期に記載の額から処分いたします。

そのほか、各事業における全国標準システムの外付けシステムの改修に充てるため、減価償却引当資産等を財源とし、全会計の合計は、一番下の合計欄に記載の49億8,280万円でございます。

次に、積立資産洗い替え方式対応として、財政調整基金積立資産及びICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の管理方法である毎年度の積み直しに伴い、一度当該積立資産にある残額を全額取り崩すもので、上から2枠目の財政調整基金積立資産では、国保から障害までの5つの特別会計で処分予定額は12億7,150万円、上から5枠目のICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産では、国保の特別会計で11億20万円でございます。

次に、退職手当金財源として、退職給付引当資産から6億2,500万円の処分を予定しており、定年退職者を含め34人分を見込んでおります。

恐れ入ります。次のページ、10-3をお願いいたします。予算の概要です。

はじめに、1の負担金及び主な手数料では主な項目を記載しております。

項番1の会員負担金では、今年度と同額の105円としております。

項番2の国保審査支払手数料につきましても、今年度と同単価をお示ししております。

なお、東京都から審査支払事業に対する補助金が都内在住被保険者分を対象に、単価補助として交付されており、手数料単価が軽減されております。令和5年度の単価補助につ

きましては、現時点では今年度と同額で試算しておりますが、その動向次第では、都内在住被保険者分の手数料単価に変更の可能性がありますことをお含みおき願います。

そのほかの手数料等につきましても、今年度と同額となります。後ほどご覧いただきたく存じます。

恐れ入ります。次のページ、10－4をお願いいたします。

2の各会計の予算でございます。主な項目をご説明申し上げます。はじめに、(1)一般会計です。歳入の一番上、負担金は約3億400万円、被保険者数の減少により、対前年度約1,100万円の減を見込んでございます。

上から4段目の財政安定積立金繰入金では、各特別会計の手数料軽減財源として、一般会計を通して財政安定積立金から繰り入れておりますが、令和5年度は2億1,100万円を予定し、対前年度7,000万円の増でございます。

1段下でございます特別会計業務勘定繰入金は、他の特別会計から国保データベースシステム、いわゆるKDBシステムの関連経費を繰り入れており、令和5年度は1億5,600万円を予定し、対前年度6,000万円の増は主にKDBシステムの更改対応によるものです。

続きまして、歳出では、職員人件費のほか、保健事業及び広報活動など、被保険者数の増減の直接的な影響を受けにくい経費が主な支出となります。総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当を約1億2,600万円計上しております。

以降、各特別会計の給与費につきましては、10－1ページに記載の職員定数分を計上しておりますので、以降の説明は割愛させていただきます。

事業費のKDB経費の対前年度約5,800万円の増は、歳入の特別会計業務勘定繰入金と同様、KDBシステムの更改対応によるものです。

3段下の退職金特別会計繰出金には約1,000万円、国の通知に基づき、この先5年間の定年退職者に対する退職手当金の5分の1相当額を毎年度積み立てるものでございます。令和5年度の本会全体での積立額は約2億5,000万円を試算しており、事務費会計で按分した一般会計の負担額でございます。

以降、各特別会計の退職金特別会計繰出金予算額につきましても同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

一般会計の予算総額は、歳入、歳出の合計欄、約8億500万円、対前年度約1億2,300万円の増は、歳入でご説明申し上げました財政安定積立金繰入金と特別会計業務勘定繰入金からの増額が要因であります。

恐れ入ります。次のページ、10-5をお願いいたします。

(2) 診療報酬等審査支払特別会計業務勘定の国民健康保険分です。歳入1段目の審査支払手数料では、先ほど手数料等件数としてご説明申し上げました被保険者数の減少要素を考慮し、対前年度約8,700万円の減を見込んでおります。

中段からやや下でございます都支出金の上段の都補助金につきまして、都内在住被保険者分を対象に、単価補助として交付されている審査支払事業に対する補助金ですが、こちらも件数の減少要素を考慮し、約10億7,000万円を見込んでございます。

その下の財政調整基金積立資産等繰入金は、国保総合システムの次期更改経費の国保負担分のほか、国保情報集約システム機器更改費や各種システム改修費、洗い替え対応による財政調整基金積立資産を含む36億2,700万円を計上し、対前年度7億2,400万円の増を見込んでおります。

続きまして、歳出です。総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費には、国保総合システムの次期更改経費の国保負担分のうち、本会導入経費として20億9,500万円を計上しております。

1段下の標準事務処理システム管理費の対前年度約7,200万円の増は、主に国保情報集約システムの更改に向けた準備経費の計上によるものです。

その1段下のその他総務費では、業務委託費などの縮減等により、対前年度約9,200万円の減を見込んでおります。

中段、財政調整基金積立資産等積立では、約11億9,100万円を計上し、財政調整基金積立資産の洗い替え対応や今後のシステム機器更改及びシステム改修などに備えるため、計画的に積立てをいたします。

その1段下、中央会負担金の対前年度約2億1,100万円の増は、主に国保総合システム開発負担金と国保情報集約システム初期構築負担金の計上によるものです。

合計欄の国保分の予算総額は約114億2,400万円、前年度比4.38%の増でございます。

合計欄の2段下に再々掲として、保険者間調整やシステム開発負担金を除く予算を記載してございます。令和5年度は約71億2,900万円、対前年度約3億1,400万円の減でございます。

恐れ入ります。次のページ、10-6をお願いいたします。

公費負担医療分です。こちらは予算規模が大きく縮小いたします。要因としましては、今年度予算計上しております新型コロナワクチン接種費用の請求支払事務でございます。

先ほどの事業計画でも申し上げましたが、現在、4回目接種等が実施されておりますが、令和5年度の継続実施が未定でございますので、現時点では、令和5年度予算には計上してございません。新型コロナワクチン接種事業について、詳細が明らかになり次第、来年2月開催予定の本理事会におきまして本予算として改めて計上し、お示しさせていただくことを予定しております。

公費負担医療分の歳入、歳出予算総額は約21億5,600万円、対前年度約18億9,100万円の減を見込んでおります。

このページの中段からやや下に、③として、国保分と公費負担医療分を合わせた業務勘定の合計を記載してございます。予算総額は約135億8,000万円、前年度比で9.41%の減でございます。

続きまして、(3)後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定の後期高齢者医療分です。歳入1段目の審査支払手数料では、対前年度約4,500万円の増を見込んでおります。

上から3段目の広域連合事務委託金は、約43億1,300万円、対前年度約13億6,000万円の増を見込んでおります。これは主に広域連合電算処理システムの機器更改を令和5年度に予定しており、更改に向けた準備経費を計上しているためです。

その2段下でございます財政調整基金積立資産等繰入金は、国保総合システムの次期更改経費のうち後期が負担する分のほか、各種システム改修費や洗い替え対応による財政調整基金積立資産を含む約20億9,000万円を計上し、対前年度約3億2,700万円の増となります。

恐れ入ります。次のページ、10-7をお願いいたします。

歳出の総務費2段目の次期国保総合システム導入管理費、その1段下のシステム機器更改費及び合計から3段上の中央会負担金につきましては、歳入で申し上げました国保総合システムや広域連合電算処理システムにより、それぞれ増額となります。

合計欄の後期の予算総額は約107億8,200万円、前年度比19.27%の増でございます。

次に、公費負担医療分は、合計欄の予算総額約1億7,600万円を計上し、このページの一番下でございます後期分と公費負担医療分を合わせた業務勘定合計の予算総額は約109億5,900万円、前年度比で19.16%の増でございます。

恐れ入ります。次のページ、10-8をお願いいたします。

(4)特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定の国民健康保険分です。歳入では、1段目の特定健康診査等負担金に約3億円、被保険者数の減少による影響

から、対前年度約700万円の減を見込んでございます。

歳出には、給与費を含む総務費や財政調整基金積立資産等への積立てを計上し、国保分予算総額は約6億1,500万円、前年度比6.16%の増でございます。

次に、後期高齢者医療分では、予算総額約1億円を見込み、このページの一番下にございます国保分と後期分を合わせた業務勘定合計の予算総額は約7億1,500万円、前年度比で5.83%の増を見込んでございます。

恐れ入ります。次のページ、10-9をお願いいたします。

(5)介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。歳入では、1段目の審査支払手数料等で、対前年度約7,800万円の増を見込み、上から3段目の都支出金は苦情処理業務に係る経費に対する補助金で、今年度と同額を見込んでおります。

歳出では、総務費のその他総務費で、主に報酬改定等に伴うシステム改修費などを計上し、対前年度約7,600万円の増を見込んでおります。

その2段下の中央会負担金、対前年度約6,600万円の増は、主に介護保険審査支払等システムが令和7年度にシステム更改を予定しており、当該システムの関係負担金が令和5年度から単価改定されることによるものです。

予算総額は約19億7,700万円、前年度比10.12%の増でございます。

続きまして、(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。

歳入では、主に給付費等審査支払手数料で対前年度約1,700万円の増を見込み、上から3段目の一般会計繰入金の対前年度1,000万円の増は、主に審査支払手数料の軽減財源でございます。歳出では、総務費のその他総務費で、主にシステム改修費等の計上により、対前年度約870万円の増を見込んでおります。

合計欄の予算総額は約4億円、前年度比9.12%の増でございます。

恐れ入ります。次のページ、10-10をお願いいたします。

(7)措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。歳入では、主に措置費支払代行手数料のほか、手数料軽減財源として、一般会計繰入金に100万円、繰越金には1,100万円を計上しております。

措置費支払代行特別会計は国で定めた特別会計ではないことから、減価償却等の積立資産を設置することができないため、システム機器更改の財源を毎年本会計の中で繰越処理しております。

合計欄の予算総額は約4,700万円、前年度比3.93%の増を見込んでおります。

続きまして、本日お手元に配布いたしました資料2をお願いいたします。表題は「令和5年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定合計」として、経費を主な項目ごとにまとめ、各会計を集計したものでございます。後ほど参考としてご覧いただきたく存じます。

大変恐縮でございます。議案書へお戻りいただきまして、議案書の50ページから55ページにかけて、負担金、手数料等の一覧表を載せてございます。また、56ページ以降に、各種事業に係る手数料等件数の推移を載せてございます。こちらも後ほどご覧いただきたく存じます。

以上で、議決事項3、事業計画の策定及び予算編成の大綱について説明を終わります。  
○理事長 ご苦労さまでした。事務局の説明が終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りをさせていただきます。本案件を決することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項の3につきましては、原案どおり決定することといたします。

議決事項は全て終了いたしました。ここで、先ほどご承認をいただきました令和5年度予算大綱に関連いたしまして、「令和6年度以降の会員負担金及び各種手数料について」説明をさせていただきます。

これは、本会の一般会計と国保診療報酬の特別会計について、今後の手数料等の見直しについて整理したもので、去る11月16日の事業計画及び予算に関する委員会でもご説明した内容となります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 ここで、「令和6年度以降の会員負担金及び各種手数料について」説明させていただきます。

それでは、追加資料のまず2枚目をご覧ください。右上に、「追加資料（別紙）」と記載のものが、こちらは昨年12月の本理事会でお示しし、国庫補助の状況や令和5年度以降の本会財政が厳しい状況にあることをご説明申し上げました。

これまで、各種システム改修等で不急の案件の対応を見送るなど、支出抑制に努め、次

期更改に向けて積み立ててまいりました積立資産を更改経費に充てることで、令和5年度予算につきましては、今年度と同額を維持することが可能となりました。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、1枚目をご覧ください。

はじめに、1つ目の○、次期国保総合システムの更改作業と国庫補助の状況でございますが、(1)として、更改に係る各種作業につきましては、全体として遅延なく進捗しております。

次に、(2)の国による財政支援、国庫補助の状況です。国庫補助獲得に向けて、全国の国保連合会、国保中央会と一体となり、地方6団体等に対し、令和4年度の概算要求は昨年5月に、令和5年度の概算要求は本年2月に実施いたしました。この要請活動につきましては、保険者の皆様にご協力を賜りましてお礼申し上げます。

その結果、令和4年度分は昨年12月に国の令和3年度補正予算において要求額約54億円が確保されました。また、令和5年度分の要求額約57億円は、今年度の第2次補正予算案に盛り込まれ、昨日ですが、衆議院を通過し、12月には成立する見通しでございます。

なお、保守運用経費に対する補助は、これまでも補助対象外とされており、非常に厳しい状況と聞いております。

次に、2つ目の○、本会の財政基盤に関する懸念事項でございます。本会の診療報酬等の審査支払事業は、保険者の皆様からの手数料と東京都からの補助金を主な財源としております。皆様ご存じのとおり、被保険者数は減少傾向で、東京都においては毎年約10万人の減、令和4年4月末で313万人となっており、加えて、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者への移行により、これまで以上に減少が加速していくことが予想されます。

また、被保険者数の減少に伴い、診療報酬等明細書の取扱件数も減少し、先ほど経理課長より説明いたしました本会の令和5年度大綱予算案の国保審査支払手数料は、対前年度約8,700万円の減収を見込んでおります。

また、(2)といたしまして、東京都からの都費補助金は、平成29年度までは定額補助で約14億円が交付されておりましたが、平成30年度から審査支払件数に応じた単価補助に変更されたため、令和3年度の交付額は約11.5億円まで減少しております。

次に、(3)の次期国保総合システムに係る経費についてでございます。審査支払機能に関する改革工程表に基づき、国の方針を踏まえたクラウド化や支払基金との審査支払機能の整合性の実現に対応するため、開発経費や稼働後の保守運用費の大幅な増額が見込まれております。

以上を踏まえまして、3つ目の○、現時点の本会の方針、考えでございますが、今後も国等への財政支援を要請していくとともに、これまでも職員定数適正化計画による執行体制の整備やICTの活用促進による業務の効率化に努めてまいりましたが、さらなる経営努力に取り組んでまいります。

しかしながら、本会の安定的な事業運営、保険者サービスを継続するためには、先ほど申し上げました厳しい財政状況に鑑みまして、令和6年度以降の会員負担金及び各種手数料の見直しをせざるを得ない状況にありますことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後、必要経費の精査や国庫補助等の状況を踏まえ検討し、皆様にご相談させていただきながら進めてまいりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

以上でございます。

○理事長 ただいま、事務局から、「令和6年度以降の会員負担金及び各種手数料の見直しについて」の説明がございましたけれども、何かご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。

事務局からの説明もありましたが、今後、保険者の皆様方に相談させていただきながら、進めていくということですので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

#### 閉 会（～午後2時48分）

○理事長 以上をもちまして、本日提案の議題は全て終了いたしました。

理事の皆様には、慎重なご審議とご協力により、議事が円滑に進行できましたことに感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。